

お客様 各位

川重冷熱工業株式会社

消費税法改正に伴う消費税率の取扱いについて（お願い）

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて 2019年10月1日から消費税率が10%に改正される予定となりました。

改正が行われますと、2019年10月1日以降弊社が提供する製品（製品本体、部品、薬品を含む。以下「製品等」）、役務の提供（工事の請負等、保守・運用・サービス等の提供を含む。以下「役務提供等」）には、経過措置が適用されるものを除き10%の消費税が課せられます。

これに伴う弊社における消費税等の取り扱いにつきまして、以下のとおりご案内申し上げますので、よろしくご理解の上ご了解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 2019年9月30日以前に製品等の納品<sup>(注1)</sup>または役務提供等が完了するもの

現行税率8%の適用となります。

<sup>(注1)</sup> 製品の納品とは、単なる製品の引渡しだけでなくご契約を頂いている製品の引渡しに付随する作業他ご契約内容全ての完了をいいいます。なお、契約書・注文書に検収等の条件が記載されている場合には、契約書・注文書によります。

## 2. 2019年10月1日以降製品等の納品または役務提供等が完了するもの

## ①原則（経過措置の適用がないもの）

改正消費税法に基づき、2019年10月1日以降に製品等の納品または役務提供等が完了するものにつきましては、お見積書、ご契約書等に現行消費税率8%の記載がある場合を含め、経過措置適用の場合を除き、新税率10%を適用させて頂きます。

なお、既に領収済みのお取引であっても、改正消費税法に基づき、2019年10月1日以降に製品等の納品または役務提供等が完了となり経過措置が適用されない部分に関しましては新税率が適用されることから、差額を追加請求させて頂きますのでご了承頂きます様、宜しくお願い申し上げます。

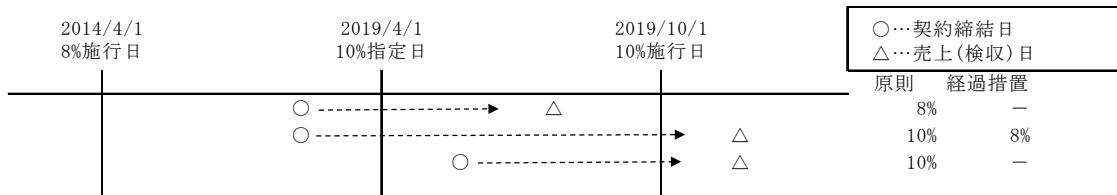
## ②工事の請負等に関する経過措置の適用をうけるもの

経過措置の適用対象となる工事の請負に係る契約、製造の請負<sup>(注2)</sup>に係る契約は、2019年3月31日までに締結頂きましたら、お引渡し、工事の完了が新税率適用日（2019年10月1日）以降であっても消費税率8%の適用となります。

なお、部品・薬品等の販売、保守・運用・サービス等の提供には適用されませんのでご理解の程、お願いします。

<sup>(注2)</sup> 当社製品が製造の請負に該当するか否かは、製品の種類、契約等に依りますので、個別にお問い合わせ下さい。

## 【参考】原則と工事の請負等に関する経過措置による適用税率の違い



誠に恐れ入りますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明点等ございましたら、担当の支社・支店までお問い合わせください。

以上